

兵庫県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例及び兵庫県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年8月30日

兵庫県後期高齢者医療広域連合長 蓬 萊 務

兵庫県後期高齢者医療広域連合条例第4号

兵庫県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例及び兵庫県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例

(兵庫県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部改正)

第1条 兵庫県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例(平成19年兵庫県後期高齢者医療広域連合条例第19号)の一部を次のように改正する。

第2条第8号中「第2項」の次に「(番号法第26条において準用される場合を含む。)」を加える。

第28条第2項中「又は情報提供者」を「若しくは情報提供者又は同条第8号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者」に改める。

第30条第1項第1号中「第28条」を「第29条」に、「第2条第9号」を「第2条第9項」に改め、「及び第32条」を削り、同項第2号中「第28条」を「第29条」に改める。

(兵庫県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正)

第2条 兵庫県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会条例(平成19年兵庫県後期高齢者医療広域連合条例第20号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項第4号中「第27条第1項」を「第28条第1項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。